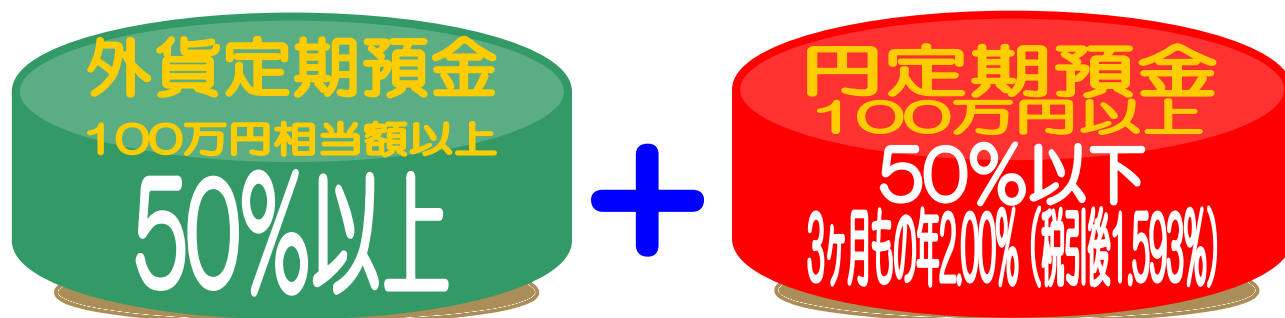


セカンドライフの始まりを応援します!!

退職金専用 とやま セカンドステージプラフ (バランスプラン)

外貨定期預金と円定期預金を組合せ、お預け入れの総額 200 万円以上を同時に
お預け入れの場合、円定期預金の金利を特別金利でお取扱い致します。

ご利用金額のうち、外貨定期預金に 50%以上、残りを円定期預金にお預け入れいただきます。



例えば、円定期預金に 200 万円を預入の場合、3 ヶ月間で得られる利息（税引後）は、

200万円×1.593%×3/12ヶ月＝「7,965円」となります。

* 上記計算例、税引後利率は復興特別所得税の課税を考慮した 20.315%（国税 15.315%、
地方税 5%）計算しています。なお、税引後の利率は目安であり、小数点第 4 位以下を切り捨
てて表示しています。

※円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（払出時）は手数料がかかります。

（例：片道 1 米ドルあたり 1 円（往復 2 円））

※外貨定期預金は、為替相場の変動により為替差損が生じ、受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回る
元本割れの可能性があります。また、往復の為替手数料がかかるため、為替相場に変動がない場合でも、
受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回ることがあります。

◆裏面も必ずご覧下さい

くわしくは、窓口でお問合せください。

（2024 年 10 月 1 日現在）



<https://www.toyamabank.co.jp/>

退職金専用 とやまセカンドステージプラス（バランスプラン）商品概要

◆ご利用いただける方◆ 次の2つの条件を満たす方とさせていただきます。

- 1.退職金の受取から1年以内に、ご本人の退職金を原資にお預け入れの方
- 2.「退職所得の源泉徴収票」「振込等により退職金の確認ができる書類」のいずれかをご提示いただける方

◆国内円定期預金◆

お預け入れ期間	3ヶ月
お預け入れ金額	100万円以上（外貨定期預金50%以上）（10万円単位）
適用利率	年2.00%（税引後1.593%）
円定期預金についての注意事項	・本プランは、円定期預金と外貨定期預金の合算で200万円相当額以上（定期預金50%以下、外貨定期預金50%以上）からとなり、ご利用金額のうち50%以上を外貨定期預金の預入に充てていただきます（円定期預金と外貨定期預金を同時にお申込みいただきます）。 ・特別金利は、当初預入れ期間のみ適用となります。満期日にご継続いただいた後は、満期時点の店頭表示金利を適用させていただきます。また、金利環境の変化等により適用する金利が変更されることがあります。円定期預金を特別金利適用期間中に中途解約された場合、特別金利は適用されず、預入日から解約日まで、所定の期限前解約利率が適用になります。 ・上記税引後利率は復興特別所得税の課税を考慮した20.315%（国税15.315%、地方税5%）で計算しています。なお、税引後の利率は目安であり、小数点第4位以下を切り捨てて表示しています。 ・満期日までに継続を停止する申し出がない場合には、満期日に当初預入時と同じ預入期間で自動的に書替継続します。本預金は原則として中途解約はできません。やむを得ず中途解約する場合は、特別金利は適用されず、当行所定の中途解約利率が適用されます。

◆外貨定期預金◆

お預け入れ金額	100万円相当額以上
お取り扱い通貨	米ドル
お預入れ期間	1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年（自動継続扱いとなります）
適用金利	市場金利の動向に応じて決定し、店頭に表示します。
ご注意	円を新規に米ドルに転換してお預入れいただく場合のみ対象となります。
外貨定期預金に関するご注意	・外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨定期預金作成時の払い込み円価額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。 ・円を外貨にする際（預け入れ時）および外貨を円にする際（引き出し時）はそれぞれ手数料（1米ドルあたり通常1円）がかかります（お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）をそれぞれ適用します。）従って、お受け取りの外貨の円換算額が元本割れとなるリスクがあります。 ・外貨預金は、預金保険の対象外です。 ・ご検討される際は、「契約締結前交付書面」等を必ずお読み下さい。「契約締結前交付書面」等は当行本支店にご用意しています。 ・原則として中途解約はできません。ただしやむをえぬ理由により解約される場合は、解約時の外貨普通預金利率を適用させていただきます。また、解約手続きに伴う手数料がかかる場合があります。 ・2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる外貨利息に対して復興特別所得税分が加算され、一律20.315%の源泉分離課税がかかります（マル優のご利用はできません）。 ・為替差益は雑所得として総合課税の対象となります。ただし、年収2千万円以下の給与所得者で、給与所得以外の所得と為替差益を合算して年間20万円以下の場合は申告不要です。また、為替差損は他の黒字の雑所得から控除できます。ただし、他の所得区分との損益通算はできません。

※ 詳しくは、お近くの富山銀行の窓口まで、お気軽にお問い合わせ下さい。（2024年10月1日現在）



<https://www.toyamabank.co.jp/>